

令和4年9月27日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年9月27日
(2) 事業者の氏名又は名称	さくら観光バス株式会社（法人番号：1030001033581） 代表者 天野 正幸
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県久喜市菖蒲町三箇2470-1 (東京営業所) 東京都足立区舎人1-21-15
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年6月1日及び令和4年6月15日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和4年9月27日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年9月27日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社シーエイチアイ (法人番号: 8010401017741) 代表者 露崎 強
(3) 事業者及び当該行政処分等に 係る営業所の所在地	(事業者) 東京都港区元麻布3-4-41 (シーエイチアイ観光バス本社 営業所) 千葉県富里市七栄650-72
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年7月8日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 運行指示書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第28条の2第1項)、(2) 報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和4年9月27日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

栃木運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年9月27日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社彩京観光R&T (法人番号: 6060002040669) 代表者 森田 啓介
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県那須郡那須町湯本737-2 (本店営業所) 栃木県那須塩原市島方743-7
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年6月23日及び令和4年7月29日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)